

労災保険料の支払い 簡単まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年4月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

労災保険料の支払い 簡単まとめ

労災保険(労働者災害補償保険)は、業務中・通勤中の労働者の傷病等に保険給付を行う制度です。労働者を1人でも使用する事業所は強制加入です。

1. 労災保険の負担者

労災保険料は、全額事業主が負担します。労働基準法上の事業主の災害補償責任を保険で担保する仕組みで、健康保険料等のような労使折半ではありません。

2. 加入条件と対象者

事業単位で加入し、労働者1人以上の雇用で加入義務が生じます。対象は全労働者（正社員・パート・アルバイト等含む）。事業主・役員（一部除く）は原則対象外ですが、中小事業主等は特別加入制度を利用可能です。

3. 労災保険料の計算方法

労災保険料は、以下の計算式で算出されます。

賃金総額 × 労災保険料率

- ・ **賃金総額**: 労働者への給料・手当・賞与等、労働の対償となる全金額の合計（税・社会保険料控除前）。退職金・祝金等は除きます。
- ・ **労災保険料率**: 事業種類ごとに災害発生状況等を考慮し設定。料率は定期的に見直され、令和6年4月1日改定料率が適用されています。

労災保険料の支払い 簡単まとめ

計算例（令和6年度料率適用）

- 賃金総額1億2千万円の建設業（その他の建設事業）： $1\text{億}2\text{千万円} \times 15/1000 = 180\text{万円}$
- 賃金総額1億円の食料品製造業： $1\text{億円} \times 5.5/1000 = 55\text{万円}$
- 賃金総額8千万円の印刷業（印刷又は製本業）： $8\text{千万円} \times 3.5/1000 = 28\text{万円}$
- 賃金総額3千万円の小売業（卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業）： $3\text{千万円} \times 3/1000 = 9\text{万円}$

4. 申告・支払い（年度更新）

原則、雇用保険料と合わせ「労働保険料」として年1回申告・納付（年度更新）。毎年6月1日から7月10日に前年度保険料を確定精算し、当年度概算保険料を申告・納付。令和7年度更新期間は6月2日(月)～7月10日(木)です。

5. 差額の納付と増加概算保険料

年度更新で前年度概算と確定保険料の差額を精算。年度途中、賃金総額見込みが当初の2倍超かつ増加後の概算保険料が、既に納付した概算保険料より13万円以上増の場合、増加分を増加概算保険料として申告・納付が必要です。

6. 延納（分割納付）

概算保険料40万円以上（労災が雇用保険一方のみ成立は20万円以上）、または労働保険事務組合委託の場合、年3回分割納付可。ただし、その年度10月1日以降成立事業は原則延納不可。